

## 法人単位資金収支計算書

(自) 令和 2 年 4 月 1 日 (至) 令和 3 年 3 月 31 日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	350,670,475	350,885,365	△ 214,890	
		受取利息配当金収入	147,000	199,951	△ 52,951	
		その他の収入	5,391,000	5,452,811	△ 61,811	
	事業活動収入計(1)		356,208,475	356,538,127	△ 329,652	
	支出	人件費支出	252,145,545	250,931,039	1,214,506	
		事業費支出	52,773,870	51,088,989	1,684,881	
		事務費支出	20,571,000	19,724,406	846,594	
利用者負担軽減額		1,140,000	1,140,000	0		
支払利息支出		850,000	847,368	2,632		
その他の支出	0	0	0			
事業活動支出計(2)		327,480,415	323,731,802	3,748,613		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		28,728,060	32,806,325	△ 4,078,265		
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	3,000,000	3,000,000	0	
		施設整備等収入計(4)	3,000,000	3,000,000	0	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	4,640,000	4,640,000	0	
		固定資産取得支出	1,584,730	1,449,490	135,240	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	2,098,800	2,098,800	0	
施設整備等支出計(5)		8,323,530	8,188,290	135,240		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 5,323,530	△ 5,188,290	△ 135,240		
その他の活動による収支	収入	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出	積立資産支出	21,500,000	21,500,000	0	
		その他の活動による支出	600,000	558,790	41,210	
		その他の活動支出計(8)	22,100,000	22,058,790	41,210	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△ 22,100,000	△ 22,058,790	△ 41,210		
予備費支出(10)		1,304,530	—	1,304,530		
		0				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	5,559,245	△ 5,559,245		
前期末支払資金残高(12)		0	36,944,269	△ 36,944,269		
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	42,503,514	△ 42,503,514		



法人単位事業活動計算書

（自）令和 2 年 4 月 1 日 （至）令和 3 年 3 月 31 日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	350,885,365	341,236,493	9,648,872
		サービス活動収益計(1)	350,885,365	341,236,493	9,648,872
	費用	人件費	251,385,179	238,950,412	12,434,767
		事業費	51,429,534	51,044,289	385,245
		事務費	19,724,406	19,121,463	602,943
		利用者負担軽減額	1,140,000	1,160,000	△ 20,000
		減価償却費	23,021,761	22,554,612	467,149
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 15,702,590	△ 14,994,145	△ 708,445
		サービス活動費用計(2)	330,998,290	317,836,631	13,161,659
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	19,887,075	23,399,862	△ 3,512,787	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	199,951	160,630	39,321
		その他のサービス活動外収益	5,452,811	4,673,962	778,849
		サービス活動外収益計(4)	5,652,762	4,834,592	818,170
	費用	支払利息	847,368	807,929	39,439
		その他のサービス活動外費用	0	539,012	△ 539,012
		サービス活動外費用計(5)	847,368	1,346,941	△ 499,573
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	4,805,394	3,487,651	1,317,743	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	24,692,469	26,887,513	△ 2,195,044	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	3,000,000	1,125,000	1,875,000
		特別収益計(8)	3,000,000	1,125,000	1,875,000
	費用	固定資産売却損・処分損	0	1	△ 1
		国庫補助金等特別積立金積立額	1,719,853	1,125,000	594,853
		特別費用計(9)	1,719,853	1,125,001	594,852
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	1,280,147	△ 1	1,280,148	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	25,972,616	26,887,512	△ 914,896	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	104,411,978	102,024,466	2,387,512
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	130,384,594	128,911,978	1,472,616
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	0	2,500,000	△ 2,500,000
		その他の積立金積立額(16)	21,500,000	27,000,000	△ 5,500,000
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	108,884,594	104,411,978	4,472,616

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうち、評議員のいずれか一人及びその親その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散

# 社会福祉法人 わらべ福祉会 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第2種社会福祉事業

(イ) 保育所の設置経営

(ロ) 放課後児童健全育成事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人わらべ福祉会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を沖縄県沖縄市安慶田四丁目9番35号に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(13) その他評議会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員の 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (役員の資格)

第 18 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数〈現在数〉の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

#### (理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定

した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計



(資産の区分)

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 沖縄県沖縄市安慶田四丁目 436 番 1 所在愛の星保育園敷地 (1030.26 m<sup>2</sup>)

(2) 沖縄県沖縄市安慶田五丁目 445 番 2、445 番 1 所在きらきら保育園 Ageda 敷地 (676.28 m<sup>2</sup>、937.20 m<sup>2</sup>)

(3) 沖縄県沖縄市安慶田四丁目 436 番 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建愛の星保育園園舎 1 棟 (1 階 389.40 m<sup>2</sup> 2 階 440.98 m<sup>2</sup> 3 階 156.78 m<sup>2</sup>)

(4) 沖縄県沖縄市安慶田五丁目 445 番 2、445 番 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建きらきら保育園 Agdea 園舎 1 棟 (1 階 328.88 m<sup>2</sup> 2 階 321.16 m<sup>2</sup>)

3. その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

5. 定期預金 1,000,000 円

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、沖縄市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄市長の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第38条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

（解散）

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

### (定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄市に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人わらべ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 久野 真知子  
理 事 松田 秀宏  
      " 松田 桂子  
      " 仲宗根 義尚  
      " 与那覇 文子  
      " 喜屋武 梅子  
監 事 西田 淳子  
      " 山城 ユキ

### 附 則

この定款は、昭和57年3月26日から施行する。

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成13年9月10日）から施行する。

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成17年12月28日）から施行する。

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成18年12月19日）から施行する。

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成23年7月27日）から施行する。

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成25年3月19日）から施行する。

この定款は、沖縄市長の認可の日（平成25年11月6日）から施行する。

この定款は、沖縄市長の認可の日（平成27年3月31日）から施行する。

この定款は、沖縄市長の認可後（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。

この定款は、沖縄市長の認可後（平成 30 年 4 月 13 日）から施行する。

この定款は、沖縄市長の認可後（令和元年 8 月 15 日）から施行する。

役員報酬

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円
苦情対応第三者委員	5,000 円
評議員選任解任委員	5,000 円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	5,000 円
理事及び評議員業務報酬等	5,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円
苦情対応第三者委員	5,000 円
評議員選任解任委員	5,000 円

理事，評議員に対し各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で支給する。

## 〈社会福祉法人わらべ福祉会 役員等名簿〉

### 理事・監事

役職	氏名	任期
理事長	眞玉橋 いずみ	自 令和元年6月22日  至 2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで
理事	金城 操	
理事	津覇 かおり	
理事	瑞慶覧 智美	
理事	上間 貞博	
理事	仲村 晴美	
監事	波平 剛一	
監事	佐喜真 祐子	

### 評議員

役職	氏名	任期
評議員	門口 さおり	自 令和元年6月22日  至 2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで
評議員	仲田 直美	
評議員	安座間 孝子	
評議員	仲元 清輝	
評議員	普久原 毅	
評議員	読谷山 康乃	
評議員	狩俣 伸吾	